

# 議 会 運 営 委 員 会

令和3年6月23日(水)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、  
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 下間次長、近重書記

---

## 議 題

### 1 令和3年6月浜田市議会定例会議について

#### (1) 令和3年6月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

資料 1-1～1-3

#### (2) 議会追加提出議案について

資料 1-4

ア 発議第6号 浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について

イ 発議第7号 浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

#### (3) その他

### 2 陳情審査の流れについて

資料 2

### 3 請願者等の意見陳述について

### 4 その他

令和 3 年 6 月 浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（1 件）

〔補正予算 1 件〕

議案第 63 号 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 5 号）

**追加提案議案 概要説明資料**  
(令和 3 年 6 月 25 日追加提案予定)

**議案第 63 号**

**○ 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 5 号）**

(1) 編成概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の生活困窮者支援を受け、生活困窮者自立支援金の支給に係る経費について調整を行うものです。

(2) 予算規模

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
一 般 会 計 (第 5 号)	38,378,021	5,100	38,383,121

(3) 補正事項

主な補正事項は次のとおりです。

① 生活困窮者自立支援金の支給に伴う調整

- ・ 対象者：総合支援資金の再貸付を終了した世帯または再貸付について不承認とされた世帯  
 ※収入要件、資産要件、求職活動等要件あり  
 ※生活保護受給中世帯は除く
- ・ 支給額：単身世帯 月額 6 万円  
 2 人世帯 月額 8 万円  
 3 人以上世帯 月額 10 万円
- ・ 支給期間：令和 3 年 7 月以降の申請月から 3 か月  
 ※申請受付は令和 3 年 8 月末まで

## 令和3年6月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

## 【付託件数内訳】

予算決算委員会 1件

## 市長提出議案等（議案1件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第63号	令和3年度浜田市一般会計補正予算（第5号）	予算決算委員会

## 議会追加提出案件（2件）

発議等番号	件名
発議第6号	（議会運営委員会提案 提出日 7月5日） 浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について
発議第7号	（議会運営委員会提案 提出日 7月5日） 浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

※当初、発議第6号で予定していた「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を発議第8号とへ変更します。

発議第 6 号

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 7 月 5 日 提出

議会運営委員会

委員長 笹 田 卓

## 浜田市議会会議規則の一部を改正する規則

浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第85条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を紹介」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 提案規則説明資料

担当部名称 議会運営委員会

1	議案番号	発議第6号
2	題名	浜田市議会会議規則の一部を改正する規則
3	目的・理由	これまで行政手続等において求めてきた押印についての見直しに併せて、請願者が法人の場合の条文について所要の改正を行う。
4	概要	1 法人が提出する場合の記載事項等の明記(第85条関係)
5	施行期日等	公布の日

現行	改正後（案）
<p>（請願書の記載事項）</p> <p>第85条 請願書には、邦文（点字を含む。）を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>2</u> _____請願を紹介する議員は、請願書に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>3</u> 〔略〕</p>	<p>（請願書の記載事項）</p> <p>第85条 請願書には、邦文（点字を含む。）を用いて、請願の趣旨、提出年月日 <u>及び請願者の住所</u> _____を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の</u>請願を紹介する議員は、請願書に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>4</u> 〔略〕</p>



発議第 7 号

浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 7 月 5 日 提出

議会運営委員会

委員長 笹 田 卓

## 浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

浜田市議会議員政治倫理条例（平成 20 年浜田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例は」の次に「、浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）第 20 条の規定に基づき」を加える。

第 3 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

第 5 条第 1 項中「議員」の次に「又は市民（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定による直近の選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「議員 2 人以上が連署する」を「次の各号に掲げる当該請求をする者（以下「審査請求者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 議員 議員 2 人以上が連署する書面  
(2) 市民 市民の総数の 100 分の 1 以上が連署する書面

第 8 条第 1 項中「13 人以内」を「6 人」に改め、同条第 2 項中「議員のうちから」を「識見者又は議員のうちから委嘱し、又は」に改め、同条第 3 項中「議員の任期」を「当該審査に要する間」に改める。

第 13 条第 1 項ただし書中「により審査をしなかったことについて」を削り、同条第 2 項中「審査を請求した議員」を「審査請求者（市民にあっては、その代表者）」に改める。

第 14 条を次のように改める。

（審査会の公開）

第 14 条 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

第 17 条中「(昭和 25 年法律第 100 号)」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に在職する委員の任期は、この条例による改正前の浜田市議会議員政治倫理条例第8条第3項の規定にかかわらず、施行日に満了する。

# 提案条例説明資料

提案者 議会運営委員会

1	議案番号	<b>発議第7号</b>
2	題名	浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	議会の公正性、透明性及び信頼性の確保と市民参加の促進及び審査時に専門性を活用することを目的に所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"><li>1 政治倫理基準の遵守事項の追加（第3条関係） ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</li><li>2 審査請求をすることができる者の追加（第5条） 市民（市民の100分の1以上の連署が必要）</li><li>3 政治倫理審査会の構成の変更（第8条関係）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 委員数 13人以内 ⇒ 6人</li><li>(2) 委員構成 議員 ⇒ 識見者又は議員</li><li>(3) 委員の任期 議員の任期 ⇒ 当該審査に要する間</li></ol></li><li>4 政治倫理審査会の会議の取扱の変更（第14条関係） 非公開 ⇒ 公開</li></ol>
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 施行期日 公布の日</li><li>2 経過措置 施行日の前日において在職する委員の任期は、施行日に満了する。</li></ol>

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は_____、 _____、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（政治倫理基準の遵守等）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（審査請求）</p> <p>第5条 議員_____</p> <p>_____は、第3条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき</u>、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（政治倫理基準の遵守等）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（審査請求）</p> <p>第5条 議員<u>又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による直近の選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。以下同じ。）</u>は、第3条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。</p>

現行	改正後（案）
<p>2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、<b>議員2人以上が連署する</b>  _____ 書面により行わなければならない。</p> <p>〔新設〕  〔新設〕  （審査会の委員）</p> <p>第8条 審査会の委員は、<b>13人以内</b>とする。</p> <p>2 委員は、議長が<b>議員のうちから</b> _____ 任命する。</p> <p>3 委員の任期は、<b>議員の任期</b> _____ とする。</p> <p>4・5 〔略〕  （審査結果の報告等）</p> <p>第13条 審査会は、第6条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他<b>により審査をしなかったことについて</b>やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を<b>審査を請求した議員</b> _____ 及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。  <b>（調査審議手続等の非公開）</b></p> <p>第14条 <b>審査会の行う会議又は調査審議の手続は、公開しない。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、この限りでない。</b>  _____</p> <p>（贈収賄罪等の刑確定後の措置）</p> <p>第17条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第</p>	<p>2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、<b>次の各号に掲げる当該請求をする者（以下「審査請求者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める</b>書面により行わなければならない。</p> <p><b>(1) 議員 議員2人以上が連署する書面</b>  <b>(2) 市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面</b>  （審査会の委員）</p> <p>第8条 審査会の委員は、<b>6人</b> _____ とする。</p> <p>2 委員は、議長が<b>識見者又は議員のうちから委嘱し、又は</b>任命する。</p> <p>3 委員の任期は、<b>当該審査に要する間</b>とする。</p> <p>4・5 〔略〕  （審査結果の報告等）</p> <p>第13条 審査会は、第6条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他 _____ やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を<b>審査請求者（市民にあっては、その代表者）</b> _____ 及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。  <b>（審査会の公開）</b></p> <p>第14条 <b>審査会の行う会議は、公開とする。 _____ ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。</b>  _____</p> <p>（贈収賄罪等の刑確定後の措置）</p> <p>第17条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第</p>

現行	改正後（案）
<p>197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法 <b>（昭和25年法律第100号）</b> 第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職する場合を除く。）。</p>	<p>197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法 _____ 第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職する場合を除く。）。</p>

## 2. 陳情審査の流れについて

### 【現在の陳情書取扱基準を導入した経緯】

- ① 令和元年9月2日（9月定例会議初日）の全員協議会において、多くの陳情が提出される中、前回と同じ内容の陳情が出ているケースがあるため、ルール化・整理が必要との意見があり、議長から議論の必要性を指示。
- ② 令和元年9月30日（9月定例会議最終日）の全員協議会・議会運営委員会において、次回（10月18日）に議会運営委員会を開催し、陳情の取扱いを協議すること、会派内で議論しておくことが決定。
- ③ 令和元年10月18日の議会運営委員会において、他市の事例を参考に、会派での議論を踏まえ、委員から意見をもらい協議・検討。

### 【以下の方向性が決定】

- (1) 陳情の提出締切日を早めること。
  - (2) 取扱基準を作成し、議会運営委員会において、内容により委員会に付託するものと、付託せず全議員に配布するものを判断する。
- ⑤ 令和元年12月5日の議会運営委員会において、先進地事例を参考として作成した「浜田市議会陳情書取扱基準（案）」について協議。
  - ⑥ 令和元年12月18日の議会運営委員会において、前委員会での意見により修正を加え、現在の「浜田市議会陳情書取扱基準」が決定し、令和2年3月定例会議から導入。

### 【現在の陳情審査の流れ】

- ① 陳情書を受け付ける（締切：議会運営委員会の3日前の17時）  
※事務局で記載方法及び浜田市議会陳情書取扱基準（以下「基準」）に該当する場合は審査をせず配付になることを伝える。
- ② 事務局で付託先案を作成
- ③ 議会運営委員会正副委員長が、その後の状況変化など執行部へ確認の要否を判断する。
- ④ 確認が必要と判断された場合は、該当執行部担当課に議長団と議会運営委員会正副委員長による事前打合せへの同席を依頼し状況を確認する。
- ⑤ 議会運営委員会で正副委員長が執行部へ確認した内容を報告する。
- ⑥ 議会運営委員会で基準の10項目に該当するかを判断する。基準非該当の場合は付託、該当の場合は審査せず全議員へ配付。  
※判断に当たって、会派等で事前に陳情内容を確認し、配付とする場合は基準10項目のどれに該当するかを十分協議していただくこと。
- ⑦ 定例会議初日の全員協議会で結果を周知する。
- ⑧ 付託先委員会で審査する。（採択・一部採択・不採択のいずれか）

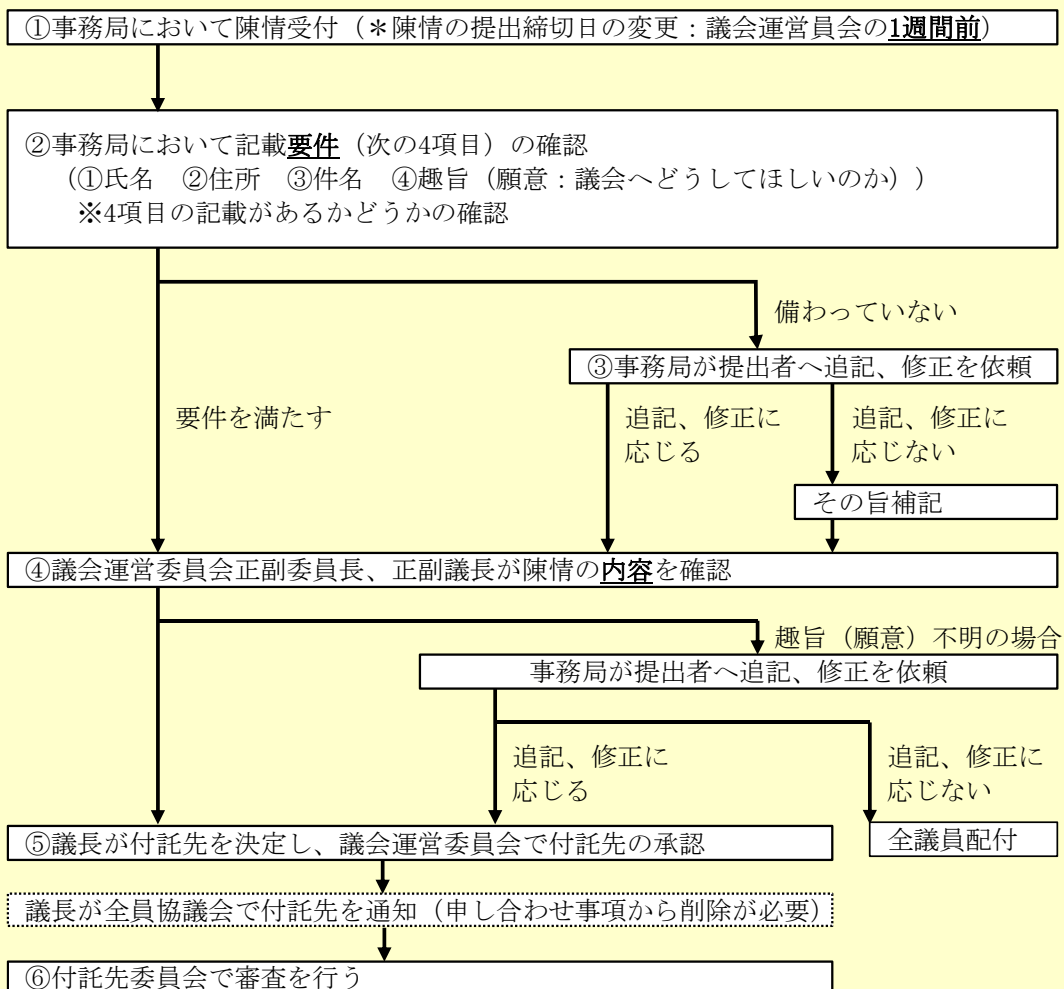


◆今回、運用上の課題が見られることから、見直しを検討する。

【見直し案（配付をなくし付託先で審査する方向性）】

議会運営委員会での陳情書取扱基準への該当の判断は行わず、受付けた陳情は全て該当の委員会に付託することとし、議会運営委員会では付託先の確認のみを行い、次のとおりとする。

～受付から付託まで～



～上記⑦の付託先での審査～

**案1** 全て審査し、継続審査や採択・不採択・一部採択の採決を行う。  
※基準を用いない

**案2** 基準に該当しない案件を審査し採決し、継続審査や採択・不採択・一部採択の採決を行う。  
\* 基準該当の場合は、審査を行わず委員へ配付  
\* 委員会条例の改正必要

**案3** 審査は行うが、採決を行わない。  
\* 委員会条例の改正必要